

厚生常任委員会

平成29年12月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○平川 理恵	中川 靖広
濱 真理子	奥村 容子	
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	健康福祉部長	黒崎 益範
健康福祉部次長	加藤 恵三	福祉子ども課長補佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長補佐	羽根田久枝	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
長寿福祉課係長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	生活環境部長	植村 俊彦
国保医療課長補佐	田口 昌孝	国保医療課係長	富井 千晶
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	浦野 歩美		

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 濱委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、濱委員、奥村委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第39号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境
部長

それでは、付託議案の（1）でございます、議案第39号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

生活環境
部長

このたびの補正は、人件費に関するもののほか、ジェネリック差額通知事業及びシステム改修に係る事務経費に関する補正、また、国民健康

保険税の償還金に係る補正でありまして、歳入歳出それぞれ135万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億168万3,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき、説明をいたしたいと思っております。

補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

まず、第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 財政調整交付金でございます。ジェネリック差額通知事業に係る補助金として1万4,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、第5款 県支出金、第2項 県補助金、第1目 財政調整交付金であります。国庫補助金と同様の理由によりまして3万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金でございます。人件費の繰り入れといたしまして20万8,000円、社会保障・税番号制度の対応のための国民健康保険システムの改修費といたしまして110万2,000円、合計131万円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、8ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

初めに、第1款の総務費でございます。

まず、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。人件費で9万7,000円、社会保障・税番号制度対応のための国民健康保険システムの改修費で110万2,000円、合わせて119万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費につきましては、人件費で11万1,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、9ページでございます。

第8款 保健事業費、第2項 保健事業費、第1目 医療費通知費でございます。ジェネリック差額の通知対象件数が増加したことによりま

して、その役務費及び委託料で4万4,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、第10款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 一般被保険者保険税還付金でございます。国民健康保険税の還付金が当初予算を上回ることから118万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第11款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費でございます。今回の予算補正における財源といたしまして118万8,000円の充当をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思えます。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

生活環境 以上で、議案第39号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会
部長 計補正予算(第4号)についての説明といたします。よろしくご審議を
いただきまして、何とぞ原案どおり議決賜りますよう、よろしくお願い
申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
質疑ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可
決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、当委員会と

して、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第41号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉
部長 それでは、付託議案(2) 議案第41号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について、ご説明をさしあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉
部長 今回の補正予算につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ318万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,298万4,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、保険事業勘定の歳入予算の補正についてでございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、介護報酬改定等の介護保険法の改正に伴うシステム改修に必要な経費に対し補助金が交付されることから、第6目 介護保険事業費補助金で64万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、人事異動等による人件費の補正として、第3目 地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業)で146万6,000円の減額補正、第5目 その他一般会計繰入金では、第1節、職員給与繰入金で424万2,000円の減額補正、介護報酬改定等の介護保険法の改正に伴うシステム改修費として、第2節 事務費繰入金で188万円の増額補正をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

続きまして、保険事業勘定の歳出予算の補正についてであります。

第1款 総務費では、歳入で申しあげましたとおり、人事異動等による人件費の補正として424万2,000円の減額、介護報酬改定等の介護保険法の改正に伴うシステム改修費として252万8,000円の増額、計、第1目の一般管理費では171万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、9ページをごらんください。

第4款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業・任意事業費であります。人事異動等による人件費の補正として、第1目 包括的支援事業費で122万7,000円の減額、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費で5万9,000円の増額、第7目 権利擁護事業費で1万9,000円の増額、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で31万7,000円の減額、計146万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、介護サービス事業勘定の歳出予算の補正についてであります。

14ページをごらんいただけますでしょうか。

第2款 サービス事業費では、第1項 居宅サービス事業費で、人事異動等による人件費の補正として7万8,000円の増額補正を、第3款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として7万8,000円の充当をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

健康福祉
部長

以上、議案第41号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 この議案に反対とかいうことではないんですけども、教えていただきたいのは、地域支援事業で、包括的支援事業とか、この介護予防ケアマネジメント事業とかいうのは、包括支援センターで仕事されている、そういう関連ですか。

健康福祉
部長 地域包括支援センターでの事業でございます。

濱委員 すみません、給料等で減額になっているというのは、人事異動があって人数が変わったとか、組み合わせが変わったとか何か、その辺、少し教えてください。

健康福祉
部長 各事業に張りついております職員の人数等については変更はございませんけれども、異動いたしました職員間での給与格差での補正でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の委員会におきましては、本年、ゼロ・ウェイスト宣言を制定をさせていただき、現在、住民の皆様に、様々な機会を通じましてゼロ・ウェイストの考え方などを周知させていただいているところであります。そういった取り組みがどうごみ排出量に反映されているか、平成29年度前半の状況ではございますが、ご報告をさせていただきます。

資料1におきまして、平成29年4月から10月までのごみ排出量の種類別・月別の比較をお示しをしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

1 ページの家庭系廃棄物であります。3 段目、粗大ごみ、4 段目、有害・危険なごみにつきましては、前年同時期の排出量と比較をいたしまして増加傾向にございますが、上段の可燃ごみ、不燃ごみにつきましては、それぞれ減少しております。廃棄物の量といたしましては、前年度同時期と比較いたしまして4%、量にいたしまして約63トン減少の1,663トンの排出となっているところであります。

次に、2 ページの家庭系資源物の排出量の状況でございます。中段あたりの生ごみにつきましては、生ごみ分別モデル世帯がふえていることなどから、前年同時期より5%上昇している状況でございますが、それ以外につきましては、前年同時期より微減若しくは同量の傾向にあり、資源物の排出量といたしましては、前年同時期より微減の約1,101トンとなっているところであります。

次に、3 ページの事業系についてであります。今年度に入りましてからコンビニが1店舗増加したこともあり、可燃物が若干増加傾向にあるとともに、公共施設の不燃ごみが増加をしておりますが、事業系全体といたしましては、前年同時期とほぼ同量の約1,039トンの排出量と

なっているところであります。

以上、家庭系、事業系を合わせました平成29年4月から10月までの総排出量は、前年同時期と比較をいたしまして2%、量にいたしまして、約81トン減少の3,804トンとなっているところであります。これを住民1人1日当たりのごみ排出量にいたしますと、平成29年10月末現在で、前年同時期より2グラム減少の744グラムとなっており、ゼロ・ウェイスト政策の基本でもございます、まずはごみを出さない、いわゆるごみの発生抑制が図られているところであります。

なお、現在、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言に基づきまして、目標達成に向けての実施計画を策定中でございます。その計画がまとまり次第、当委員会にもご報告申しあげますので、よろしくお願ひ申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 奥村委員。

奥村委員 生ごみですけども、この回収推進にあたっては、各自治会ごとでしっかり取り組んでくださっていると思うんですけども、今、町としてはどれぐらいの比率でこの生ごみの回収、参加されているんでしょうか。わかる範囲で。

環境対策課長 現在、町内には、約11,500世帯ございます。そのうち6,600世帯で既に生ごみの分別収集に取り組んでいただいています。自治会数で申し上げますと、83自治会に取り組んでいただいているところであります。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議長 この継続審査のところでちょっとお聞きしたいんですけど、可燃ごみ

を中心に外部委託、民間業者に、伊賀のほうにお願いしていると、当町のやり方としてお願いしていると。ただ、これに対して、結局、ちょっと施政方針なんかでも、今後、そしてまた、法令の順守っちゅうか、趣旨とか、その辺で方向転換も考えていかなあかんというようなニュアンスで僕は受け取ったんですが、そのあたりについて、今、ちょっと説明にはなかったんですが、これ、大事なことなので、ちょっとお聞きしておきたいんですが。

環境対策課長 廃棄物の処理には、発生した地域内で処理をするという、いわゆる区域内処理の原則というのが社会的合意として存在をしております。そういった中で、当町は、可燃ごみを中心に、今現在、三重県伊賀市内にある民間業者に処分を委託をしております。未来永劫、そういった処理がですね、保障されているものでもございません。また、伊賀市についてもですね、いつ何どきこの社会的合意に基づいて搬入量を制限される、あるいは搬入自体を拒否されるといったことの可能性もゼロではございませんので、そういったことも含めまして、いろいろな可能性を探りながら、町としては、より安定的な処理を目指していきたいというふうに考えているところであります。

議 長 民間業者のほうに委託、これは量によって金額変わってきているという説明をずっと受けてきましたけど、伊賀市自体には何ぼか当町からお支払いした記憶あるんですが、どれぐらい伊賀市に、自治体にはどれぐらい払っていましたかな。

環境対策課長 伊賀市の条例で、伊賀市環境負担金条例というのがございます。区域外から搬入されるごみに対して、1トン当たり1,000円の負担金を徴収するというような条例でございまして、昨年度では、斑鳩町から大体400万から500万円の負担金を納めているところであります。

議 長 これは、場合によったら伊賀市さんのほうで変動するって、ちょっと

値上げしようかと、こういうこともあり得る金額って考えていいわけですか。

環境対策課長 伊賀市には、廃棄物の搬入について審査を行う廃棄物の受け入れの審査会がございます。そちらのほうでいろいろ、毎年議論されているというふうに聞いております。そういった中で、当然、今後値上げ、負担金を増額するといったことも、可能性としてはゼロではございません。

議長 逆に、この民間業者からまた地元っちゅうか。せやけど、うちではもう燃やすところってもう、一旦もうなくしてありますし、ないと思いますけど、広域で、奈良県でやってはるといようなことも聞くんですが、その辺でいう可能性はあるってということですかね。逆に、県内で、自治体同士で、市町村で、連携してっていいですか、包括的に、それはあり得る、今からでも入れる可能性はあるわけですか。

環境対策課長 一番最近では、平成28年4月に山辺・奈良県北西部環境衛生組合っていうのが天理市を中心に10市町村で、もう既に設立をされているところでありまして。それ以外にもまた、複数の自治体が集まって検討会も開催されているということも聞いておりますので、そういったところで参画できるのかどうか、これから、その可能性も含めて、より安定的な処理を確立していきたいというふうに考えているところでありまして。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 すみません、ちょっと細かい話ですけども、事業系の報告のところに、コンビニが1件ふえたのでごみもふえてきたっていうふうにおっしゃいましたけど、コンビニから排出される、コンビニのごみ箱の種類というのか、つぶさには知りませんが、ビンとか缶とか可燃物、それからペットボトルとか、そういう感じで設置されていると思うんです。この事業系の中にはペットボトルっていうのがないので、コンビニから出

されるペットボトルというのがどこに入るのかっていうのと、コンビニから排出されるごみは、その場で飲んで、そのまま捨てていくとかいうことだったら、家庭と違って、汚れをすすぐとか、ペットボトルの、何て言うんですか、キャップは別にあっても、何て言うのかな、カバーっていうんですか、あれを、ラベルをはがすとかいうことが多分できていないだと思いますけど、その辺はどういうふうに考えたらいいんですか。

環境対策課長 廃棄物には2種類ございまして、まず、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。事業系についても、事業系の一般廃棄物と産業廃棄物に分かれるということになります。この事業系の可燃物という表記をしているのは、いわゆる食品残渣とリサイクルできない紙類になります。ご指摘のペットボトルにつきましてはプラスチックごみになりまして、区分で言いますと産業廃棄物扱いと、コンビニから出るプラスチック類は産業廃棄物ということになりますので、斑鳩町の処理施設には搬入をされていないというところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉 それでは、各課報告事項の(1) 議案第38号 平成29年度斑鳩町

部次長

一般会計補正予算（第5号）について、健康福祉部、生活環境部が所管する内容についてご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

初めに、第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金の第1節 児童福祉費負担金で、私立保育所の入所児童数が当初見積もりを上回ることから328万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、負担金と同様の理由及び認定こども園の入園児童数が当初見積もりを上回ることから528万2,000円の増額、第2節 障害福祉費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費及び更生医療費給付費が当初見積もりを上回ることから、合わせて1,604万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、社会保障・税番号制度における特定個人情報の照会及び提供に係る国と地方の情報ネットワークシステムの仕様変更に伴い、町の各システム改修が必要となりますことから、補助金201万6,000円の増額をお願いするものでございます。第2目 民生費国庫補助金では、第2節 障害福祉費補助金で、障害者移動支援事業費が当初見積もりを上回ることから103万6,000円の増額をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第2節 児童福祉費負担金264万1,000円、第3節 障害福祉費負担金802万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費助成に係る県補助対象分の決算見込み

により250万円の増額、また、国庫負担金で申しあげました認定こども園の入園児童数が当初見積もりを上回ることから、施設型給付費等補助金14万3,000円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費助成に係る県補助対象分の決算見込みにより90万円の増額、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により51万8,000円の増額、第4節 老人福祉費補助金で、重度心身障害老人等医療費助成に係る県補助対象分の決算見込みにより30万円の増額をお願いするものでございます。

以上が、歳入にかかわる内容でございます。

続いて、10ページをお願いをいたします。

歳出予算の補正についてでございます。

本補正予算では、本年4月に実施いたしました人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上させていただいております。

人件費以外の主な歳出の内容について、ご説明を申しあげます。

初めに、13ページ、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第28節 繰出金で、歳入で申しあげました社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修や人件費補正に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金131万円の増額をお願いするものでございます。

次に、14ページにかけての第2目 国民年金事務取扱費では、第13節 委託料で、同様に社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修費用として33万5,000円の増額をお願いするものでございます。

第5目 医療対策費では、各種福祉医療費助成が当初見積もりを上回ることから、第20節 扶助費で、合わせて1,403万円の増額をお願いするものでございます。

第7目 障害福祉費では、第13節 委託料で、歳入で申しあげました障害者移動支援事業費が当初見積もりを上回ることから323万8,000円の増額、社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修費用として49万7,000円の増額、第20節 扶助費で、更生医療費給付、障害者介護給付・訓練等給付費が当初見積もりを上回ることから、

合わせて3,208万4,000円の増額をお願いするものでございます。

第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、第11節 需用費で、給湯管の破損等により光熱水費及び修繕料が当初見積もりを上回ることから、合わせて172万9,000円の増額をお願いするものでございます。

第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修等や人件費補正に伴う介護保険事業特別会計への繰出金382万8,000円の減額をお願いするものでございます。

第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、第11節 需用費で、生き生きプラザ斑鳩の利用者が増加したことなどにより、光熱水費36万5,000円の増額をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費、第3目 児童保育費では、第13節 委託料で、私立保育所等の入所児童数が当初見積もりを上回ることから、公立保育所で146万6,000円、私立保育所で2,719万2,000円、認定こども園で111万円の増額をお願いするものでございます。

以上で、議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、健康福祉部、生活環境部が所管する内容についてのご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 濱委員。

濱委員 すみません、公立保育所とか私立保育所、それから認定こども園の入園者がふえたということですけど、人数は、それにかかわる人数はどれぐらいなのでしょう。

健康福祉 この3つの種類合わせまして、222人から242人ということで、

部次長 20人増加をしております。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 14ページのふれあい交流センターいきいきの里のこの修繕料増ですけども、これはどういう機械というか、壊れたんでしょうか。どういう修理でしょうか。

健康福祉部次長 給湯管の関係でございまして、男子浴室の給湯管と女子浴室の給湯管、それぞれが破損したということで、修繕をさせていただいたところ
です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
次に、(2)斑鳩町環境マネジメントシステムの運用廃止及び認証契約の解除について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課より、斑鳩町環境マネジメントシステムの運用廃止及びそれに伴います認証契約の解除につきまして、ご報告申しあげます。
平成14年10月より環境保全及び環境改善活動の推進を図ることを目的に構築・運用してまいりました斑鳩町環境マネジメントシステムにつきまして、このたび、検証いたしました結果、その運用を廃止することとし、運用廃止に伴い、認証登録してまいりましたISOへの認証契約を解除することといたしましたので、ご報告をさせていただきます。
今回、運用を廃止する主な理由といたしましては、まず、ISO14001の核ともなりますオフィス活動におきます省エネ、省資源活動に

つきまして、毎年、目標を定め、取り組んできたところでございますが、運用開始後10数年が経過し、取り組めるものは全て取り組んだといった感がございまして、平成27年度からは、数値的な目標を設定せず、現状を維持していく維持管理項目として運用してきたところであります。

また、事務事業におきます環境配慮行動につきましても、毎年、目標を設定し、その目標達成に向けて努力をまいりまして、これまでも大きな成果が得られたところがございますが、反面、目標を達成するごとにハードルが上がり、環境配慮への目標設定が高くなり、結果、目標が未達成となる事務事業が増加をしてきたところでございます。

そのような中、オフィス活動におきましては、維持管理項目にいたしましても大きなリバウンドなどの現象は見られず、依然低い値を維持していること、また、事務事業における環境配慮も、温暖化を初めとする地球環境問題の深刻化により、今や環境に配慮した行政運営は当たり前、当然となっている状況であることから、本町の環境マネジメントシステムは行政運営の中で定着し、一定の目標は達成できたのではないかと考えているところであります。

さらに、環境マネジメントシステムが国際規格に適合しているか否かを審査し、適合であれば国際標準化機構に認証登録される制度につきましても、我が国の自治体関連の登録件数が、ピーク時の500団体から、現在では数団体にまで減少していることなども考え合わせまして、今回、斑鳩町環境マネジメントシステムの運用を廃止することとし、来年2月25日で期間満了となります国際標準化機構への認証登録を更新しないこととしたところであります。

なお、当面の間は、特に取り組み結果が費用対効果で表すことができますオフィス活動におけます省エネ、省資源活動につきまして、これまでの斑鳩町環境マネジメントシステムに準じ監視測定を行い、その結果を公表するとともに、万一リバウンドなどが著しく、環境マネジメントシステムによる運用が必要と判断された場合は、新たにシステムを構築した上で自主運用をまいりたいと考えているところであります。

以上、環境対策課からの報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 平川委員。

平川委員 1つ、この制度を導入してからもう何年たつのかっていうことと、今回廃止をする、解除をすることによって経費的にどのぐらい抑えられるのかっていうところを伺います。

環境対策課長 このシステムが14年の10月から運用していますので、15年が経過しております。

また、この運用に関する費用ですけれども、ISO14001、毎年登録をして、外部審査が行われます。定期審査費用が毎年40万円、3年に1回、登録の更新審査が行われます。その費用が60万円となっております。

平川委員 あと、認証するための事務量っていうのも変わってくるんですか、それがなくなることによって。

環境対策課長 登録審査を受けますために、客観的な証拠に基づいて審査をされますので、その書類を整えたりする、その事務量が変わってくる。今もう、事務事業の中ではもう定着をしておりますので、事務事業の中では変わりませんが、審査を受けるためにそれを、書類をそろえなければならない、ISOが求めている様式にまとめなければならないと、その事務量が変わってくると思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、（３）市町村国保の県単位化に関する取組について、理事者の報告を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境
部長

国保医療課からのご報告です。

市町村国保の県単位化に、取り組みについて、ご報告申し上げます。資料２をご用意させていただいております。

このたび、奈良県におきまして、国民健康保険運営方針が定められましたので、これをご報告するものでございます。この運営方針は、国民健康保険法第８２条の２に基づくもので、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保するため、奈良県内の統一的な方針について定めたものでございます。これまで奈良県と市町村がその内容などにつきまして協議を重ねてまいりました。先般、奈良県国民健康保険運営協議会の意見を聞いた上で策定されたものでございます。本編は２８ページにわたるものでございますが、その概要をまとめたものを、今回、資料として提出させていただいたものでございます。

それでは、運営方針の概要につきまして、その骨格を中心に説明をいたしたいと思っております。なお、これまで本委員会、あるいは本委員会の勉強会で説明いたしましたことと内容が重なるものが多くありますことをご了承いただきたいと思います。

まず、第１の策定の趣旨でございます。国民健康保険の現状と課題ということでまとめられておりますが、国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いこと、低所得の被保険者が多いこと、財政が不安定であることなどの構造的な課題を抱える中で、その対応として、平成３０年度から県が保険者に加わり、財政運営の責任を負うことで国保制度の安定を図ることが記載されるものでございます。このことにより、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じとなることを目指すとしているものでございます。

次に、第２の基本的事項では、策定の目的、法的根拠などが記載されているものでございます。

次に、第3の国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しでは、県内の医療費などの動向と将来の見通し、また、保険料・保険税の推移、財政収支の改善に向けた取り組みなどが記載されているものでございます。

次に、第4の標準的な保険料・税の算定方法でございます。これにつきましても、これまで報告、説明してまいりましたことと変更はございません。平成36年度を目途に、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じとなることを目指すこととし、統一化を段階的に進めることとするものでございます。標準的な保険料（税）の算定方法でございますが、賦課方式は3方式、資産割を除く所得割、被保険者均等割、世帯別平等割でございます。介護分につきましては2方式、所得割と均等割の2方式を採用するというところでございます。この際には、市町村の医療水準は勘案しないこととなっております。また、市町村ごとの実際の保険料・保険税を改定するために、県とそれぞれの市町村が協議し、それぞれ保険料方針を策定していくことが記載されておまして、この保険料方針は3年後に見直すこととされております。

次に、第5の保険料（税）の徴収の適正な実施でございます。この部分は、運営方針策定の最終段階で追加されたものでございます。このたびの市町村が県に支払う事業費納付金の市町村別金額の算定におきまして、保険料・保険税の収納率が高いあるいは低いがこの納付金の金額に大きな影響を与えることとなることから、この市町村格差を是正するため、収納率の目標を設け、県としても対策を講ずる旨を記載されたものでございます。

この後の、第6の保険給付の適切な実施、第7の医療費適正化に関する取り組み、第8の事務の広域的及び効率的な運営の推進では、国保事業の事務の進め方、共同あるいは広域で実施する医療費適正化や保健事業などの進め方などについて記載されているものでございます。また、第9の医療・介護分野一体の取り組み、第10の関係団体との連携では、地域包括ケアシステムの構築を視野に入れた医療の提供体制や、市町

村、医療関係団体等の連携について記載されているものでございます。

以上、奈良県国民健康保険運営方針の概要についての説明を終わります。

次に、口頭でのご報告となりますが、ことし8月に行われました保険料・保険税の試算についてでございます。この試算では、保険料・保険税率を統一する予定の平成36年度の保険料（税）額がどの程度になるかを推計したものでございます。

その結果でございますが、本町の場合、現行の平成29年度では、被保険者1人につき平均年額112,000円程度であるものが、平成36年度では118,000円程度となるものと推計をされたものであります。引き上げ率は、約5.4%でございます。

この数値は、保険料水準を比較するものでありますことから、低所得世帯に対する軽減を行う前の数値でございますので、実際賦課をいたしました保険料・保険税額とは異なるものでございます。また、国が全国の保険料・保険税の趨勢を知るために収集したデータをもとにしているもので、今後変更され得るものでありますことから、参考程度ということでお聞きをいただきたいというふうに思います。

また、被保険者が減少していく中、同水準の所得があるとの前提で算定されたものであり、この数値が、本町が支払うべき事業費納付金と直結していませんことから、本町といたしましても、この数値をもって本町の保険税率の推計には至らないものと判断しているところでございます。県からは、改めて国が示す係数等をもって算定した事業費納付金の推計が出されるということを知っておりまして、これにより具体的な保険税率を推計しながら、本町の国民健康保険運営協議会にも意見を聞いてまいりたいというふうに思っております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員　この第4と第5のところに保険料（税）って書いてあるねんけど、これ、料であろうが、税であろうが、税法が適用されるのかな。5年以上未納の分については時効消滅というような処理してはると思うねんけど、やっぱり料であっても、税であっても、一緒ですか。

生活環境
部長　国民健康保険法において、国民保険料が規定をされております。その法律の中で、地方税法による国民健康保険税を徴収する場合は国民健康保険料は徴収しないという規定の仕方になっております。

したがって、私どもは地方税法による国民健康保険税を徴収しておりますが、他の市町村では、国民健康保険法による保険料を徴収しているところであります。この場合には、税法では時効は2年ということになっています。

すみません、ちょっと言い間違えました。保険料の場合には、徴収の時効が2年、税法が5年ということになります。

中川委員　この県単一化ですか、これは、料って書いて（税）って書いているけど、どっちになるの。

生活環境
部長　今回の県単位化に伴って、その料とか税の整理が実際にはされていません。法律的にはされなかったんです。ですから、保険料を取るところもあれば、保険税を取るところもあるということで、両方の併記の書き方になっています。ただ、県と市町村との間で定める保険料方針っていうのは、保険料方針という、保険料という言葉を使うということで、この中には税も含めるという説明を受けております。

中川委員　この県単一化になったときに、当町としては今までどおり国民健康保険税で行くのか、国民健康保険料で行くのか、どっちですか。

生活環境
部長　これまでどおり、保険税でまいりたいと思っております。

委員長 奥村委員。

奥村委員 先ほど部長のほうからのご説明の中で、納付金の推計、あくまで参考程度の数っておっしゃいまして、改めて県から出されるとおっしゃいましたけど、いつごろ出されるかというのはわかっておるのでしょうか。

生活環境
部長 県からは12月早々にも出すということで11月末の担当課長会議では聞いておるんですが、現在のところ、まだ確認はできておりません。少なくとも12月中、年内中には出していただかないと予算そのものがくくれないという状況でありますので、各市町村から県に、できるだけ早く出すようにということで要望をさせていただいております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これで質疑を終結いたします。

次に、(4)臨時職員(保育士)の賃金改定について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉
部次長 それでは、(4)臨時職員(保育士)の賃金改定について、ご報告を申しあげます。

通常ですと、臨時職員の賃金改定につきましては総務常任委員会へ報告をさせていただいているところではございますが、今回は保育士の賃金改定を行いますことから、総務常任委員会への報告とあわせ、本委員会に報告をさせていただくものでございます。

資料3をごらんいただけますでしょうか。

今回の改定につきましては、平成29年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び奈良県の最低賃金額の改定内容を基礎といたしまして臨時職員の賃金改定を行うとともに、保育士の賃金について、幼稚園

講師に準じ、学歴及び担任の有無の状況に応じ設定するよう改定するものでございます。

改正の内容は、（１）賃金の額の改定といたしまして、土木建築技術顧問、危機管理顧問、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員を除く臨時職員の賃金について、時間給で３０円、日給で２４０円、月給で４，８００円引き上げるものでございます。

次に、（２）学歴及び担任の有無に応じた賃金の設定（保育士）といたしまして、保育士の賃金について、幼稚園講師に準じ、学歴及び担任の有無の状況に応じ設定するよう改定するもので、現行、一律の保育士の賃金を設定してまいりましたが、改定後は、幼稚園講師に準じ、４年生大学卒業程度の学力を有する保育士、担任を持つ４年生大学卒業程度の学力を有する保育士、短大卒業程度の学力を有する保育士、担任を持つ短大卒業程度の学力を有する保育士の４区分とするものでございます。

最後に、施行期日は、平成３０年４月１日施行を予定をしております。

以上、臨時職員（保育士）の賃金改定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員 この資料の、改定前に１，１００円、８，８００円、１６９，０００円って書いてあるねんけど、これは１，０７０、８，５６０、１６４，２００ではないんですか。これで合うてますのか。

健康福祉部次長 そちらの改正前と書かせていただいているその２つの表の下にちょっと表記をさせていただいておりますけれども、（１）については、その時間給３０円ですとかを、改定後の額で表記をさせていただいております。

中川委員 それと、時間給、日給の保育士さんは担任を持つということはないって
いう理解でいいのかな、これ、ハイフンで消してあるの。

健康福祉
部次長 はい、そのとおりでございます。

中川委員 もう絶対に今後も持つことはないいう、決まりか何かで決まっている
の。

健康福祉
部次長 基本的に、年間通して来ていただく方については、月給制でございま
す。そして、担任については、あくまでも年間通して来ていただく方の
みになっております。

委員長 平川委員。

平川委員 現状で、担任を持っている臨時職員の方っていうのは、何人ぐらいい
らっしゃるんですか。

健康福祉
部次長 現在の時点で、21名が担任を持っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、そのほかに理事者側から報告しておくことはございませ
んか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わりま
す。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員 一般質問で木澤委員のほうから、斑鳩町百歳・米寿・結婚50周年の事業実施要綱について質問ありましたけど、町長のほうでまた協議するってような答弁ありましたけど、その後何か、協議してはらへんと思うけど、どうですやろ。

委員長 中西町長。

町長 言われるとおり、まだ調査する時間というのがまだございませんので調べておりませんけども、いろいろ近隣の市町村との動向等見ながらですね。と言いますのも、給付金の額についてもいろいろ、聞いている中では、各町によって格差がございます。その辺も調整しながら決めていきたいというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

中川委員 質問でもしてはったから重複するけど、長年斑鳩町の住民さんであつて、施設へ入ったがために、こんな言い方したら失礼かわからへんけど、たった10万円のことをもらえんようになるとか。せやから施設が町内にも、今、2か所かな、入所施設あるのかな、あるから、町外の人がぼんと入ってきて100歳にならばったからその人らにも払わんなんとかいうような、いろいろな理由があるのわかるねけどね、もう、そういう施設に入っている人は10年っていう規定、置いておくやったら置いておくで、施設に入っていない人なんかやったら、もう斑鳩町で100歳ならはった時点で出したらはったらええの違うかなと、私はそういうふうに思うねんけどね。

この10年っちゅうのは、どういう10年ですなやろう。何て言うのやろう、斑鳩町がよその自治体より特に多い、金額が多いから、100歳なるねやったら斑鳩へ引越せというような人がいはるのわかりまっ

せ、特に多かったら。せやけど、斑鳩町が特に多いこともないやろうし、もっと多いところいっぱいあるねんから、100歳になるから斑鳩へ行こうかっていう人ってまずいてないと思いますねやんか。せやから、100歳にならばった、斑鳩町の住所があって、100歳にならばった時点で差し上げたらええの違うかなと、私はそう思うねんけどね。どうですやろ。

委員長 黒崎健康福祉部長。

健康福祉部長 10年というふうな基準なんですけども、一定期間ということですね、例えば5年にするのか、10年にするのかというふうな理論、考え方もあるんですけども、当時、一定以上ということでも10年というふうな期間の長さを設定させていただいているということでございます。

中川委員 せやから、10万円ほしさにね、入ってきはる人おらへんと思うのでね、そこらをもう一遍ちょっと見直していただけるように、さっき町長のほうから、近隣の状況も見てちょっと協議することやから、そういう私としての意見は述べさせてもうておきますので、また協議していただいたら結構かと思います。

委員長 ほかにございせんか。 伴議長。

議長 今の話ですんけどね、この10年というのは、ちょっと今聞いて、これは100歳になる前の10年か、子どものときから何年か住んでいて、それも足してくれはりますのかな。10年間斑鳩町に、トータル、住んでいたらもらえますのか、それとも。その辺はどっちですの。

健康福祉部長 当該年度以内において、100歳に達することがまず条件っていうふうになっておりまして、それで、その基準日については当該年度の9月の1日現在ということになっております。その9月1日現在において引

き続いて10年以上という形になっていますので、子どものときに例えば10年間住んでおって東京のほうに行ってっていうのではなく、続いて10年ということでございます。

議長 それはちょっとかわいそうですな。事由あって出ていってはって、そして、別にそのぎりぎりになって帰ってきてはらへんと思いまっせ。今、中川委員言わはるように、95ぐらいのときに、子どもがこっちのほうおって、それで帰ってきたと。もともと斑鳩の人やったと。そうしたら、その人、もらえへんことになるわけですよ、5年しかないから、95からですよってに。せやけど、もともとは20年から、30年から斑鳩に住んでやった人。考えたら、ちょっとその辺は、また今後考えてもらう余地あるように思いますわ。私もちょっと意見述べさせてもらいますわ。

委員長 平川委員。

平川委員 違うことでいいですか。

黎明保育所の職員の方の駐車場とか、あと、送迎の駐車場、役場の未舗装のところを、駐車場、使っておられると思うんですけども、今の現状と、来年度、また定員もふえる中で職員の数もふえてくると思うので、今後、またそういう相談を受けているのかどうなのかっていうところと、あと、町立の保育所、たつた、あわの現状、職員の方の駐車場とか送迎の駐車場をどういうふうな形でされているのか、そのことをちょっとお伺いしたいんですけど。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 黎明保育園さんの現在使われている東側の駐車場のお話なんですけれども、現在、黎明保育園さんの職員さんの方、いわゆる西と南と東、一定区画、有料で使われているところでございます。現時点では、ま

だ黎明保育園さんのほうから、職員の駐車場云々というお話はございません。以上です。

委員長 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 あと、町立保育園の関係でございますけれども、職員駐車場については、個別に民間の駐車場を借り上げをしております。

あと、送迎用の駐車場につきましては、それぞれ園のほうで準備をさせていただいて対応させていただいているという状況でございます。

平川委員 職員、黎明保育所の職員の駐車場を、今、その東、未舗装のところの駐車場貸しておられるということですけど、何台貸しておられるのかっていうことと、やはりこの、今のところ相談はないっていうことですよ。どういう条件で貸してはるのかもわかれば。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 ちょっとすみませんが、台数までちょっと覚えていないんですけれども、たしか20台ぐらい、25台ぐらいだったと思うんですけれども、その区画について、表示しまして、黎明の関係の職員さんの駐車場ということで有料でお貸ししているということです。

平川委員 あと、先ほど町立の保育所の場合、園のほうで送迎用の駐車場を確保されているということなんですけれども、黎明さんの送迎用の駐車場っていうのは、それはどういうふうになっているんですか。

総務部長 現時点では、東のところを使っている状況でございます。なお、交通安全対策につきましては、その都度、黎明さんのほうに注意をお願いしているところでございます。

平川委員

来年度、また職員の数もふえる可能性もあるという中で、今、現状でもどのぐらい、不具合が出ているのかどうなのかちょっとわからないですけれども、20台そこそこの場所をお貸しされているっていうことで、やはり町民の利便性っていう意味で、そこを黎明さんに貸していて、さらにふえるっていうことになるっていうのはちょっとどうなのかなっていうところと、町立の保育所の場合、送迎用の駐車場を園のほうでちゃんと確保されているということなので、やはり黎明さんについても、園のほうできちっと送迎用の駐車場を確保されるべきなのかなっていうふうに思うんです。ちょっと離れたところにそれを確保するっていうのはちょっと、小さいお子さんもいらっしゃるので難しいと思いますけれども、その分を町立の、町の駐車場のほうで送迎用として何台か分確保していただいて、職員の分については多少離れていてもいいと思うので、周辺の民間の駐車場を確保していただくとか、そういうふうにならなると今後、またご相談あった場合には話ししていただけたらなると、周辺のちょっとある駐車場を運営されている方からも、あそこの黎明さんの駐車場はどうなっているのか、自分たちも駐車場を運営しているけれども、黎明さんにそういう貸してほしいとか、借りるとかいう話もないし、金額伺ったら、町がお貸しされている条件と周辺の民間のその駐車場の貸されている条件とそんなに変わらない、全部聞いたわけじゃないのでわからないんですけれども、そんなに変わらないっていうところで、職員の場合であれば多少、多少っていうか、そんなに離れていたらだめですけれども、多少離れていてもそんなに支障はないかなっていうふうに思いますし、そういうところで、町立の保育所のきちんと町のほうで確保されているっていう状況から、同じような形で、周辺の方々のそういう業としてされている方の、何て言うのか、仕事の、民間のそういうのを町のほうが、何て言うのかな、経営に影響に与えないっていうところが多分、最低限の条件があると思うので、その辺勘案して、今後検討していただけたらなると、そういうふうに思いますので、要望させていただきます。

委員長 中川委員。

中川委員 今回の平川委員の質問の中で、町の保育園の駐車場は町で確保してはるっていう意見やってんけど、確保してはりますの。

委員長 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 はい。たつた保育園でしたら、表のところから少し入っていただくと、6台ほど、たつた保育園に確保させていただいております。
あわ保育園につきましては、ちょうど園の北側に駐車場のほう、整備させていただいて、確保させていただいております。

（「あのぴっとあるやつのことやな。全然足らへんねん」
と呼ぶ者あり）

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 それでは、ないようですので、私の方から1点。議会の初日に全員協議会でお話がありましたように、当委員会においても、現在、委員が1名欠員となっているところでございます。この欠員について、補充するべきかどうか、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。 中川委員。

中川委員 これは建水でもあってんけど、2名まで欠席でも、委員会としては成立するのかな。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務 はい、半数以上、定足数ですので、6名の半数以上、3名以上のご出

局長 席で問題ありません。

中川委員 建水と一緒に、恐らく2名、2名も欠席されることないやろうけど、2名欠席されても委員会として成立するねやったら、もう5月の臨時議会までこのまま1名欠員でええのかなと、そのように思いますけど。

委員長 皆様、そのようなご意見ということですね。

(異議なし)

委員長 それでは、当委員会の欠員については補充をしないということで確認をさせていただきます。

それでは、これをもって、その他については終わらせていただきます。

次に、継続審査についてお諮りいたします。

お手元に配布させていただいております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会の報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たりまして、中西町長のご挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

委員皆様方には、慎重審議賜りまして、本当にありがとうございます。おかげをもちまして、付託案件につきましては2件とも可決ということで、本当にありがとうございます。

また、継続審査につきまして、議長のほうからもご質疑ございましたように、ごみの処理につきまして、また近隣、広域の関係等ですね、調査しながら進めていきたいというふうに思っております。

また、先ほどの100歳の方の祝金でございますけども、これはいろいろケースがございます。いろいろ聞かせていただきました意見等も参考にしながらですね、調査していきたいというふうに思いますので、また次の委員会にも何らかの形で報告はさせていただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

委員長

これをもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午前10時04分 閉会)